

特集1

税務実務家インタビュー!!

第二弾 税理士法人 令和会計社 佐竹勇人先生

特集2

税制改正特集!

第73回税理士試験が近づいてまいりました。これからはインプットを中心とした講義から、アウトプットを中心とした講義（答練）へと変わります。答練で良い点数を取ることが大事ですが、答練を受ける前の「準備」も同じくらい大事です。全国統一公開模擬試験前の答練は出題範囲表があります。この出題範囲表に基づいて、不安な項目を中心に対策をしてから受験をしましょう。本試験を受験する前に不安な項目があったとしたら、その項目の対策を行ってから本試験を受験しますよね？答練も本試験と同じ環境で受けるようにしましょう。

また、答練は数に限りがあります。言い換えれば、本試験と同じ環境で合格答案の作成練習ができる機会も答練の回数しかありません。取捨選択、時間配分などは初めて解答する答練でしか経験できないものになります。「準備」が不足していると適切な取捨選択、時間配分などができません。限られた回数で「有効な」合格答案の作成練習を行うためにも事前の「準備」を念入りに行いましょう。

今号では、税理士法人 令和会計社様のインタビュー記事と税制改正の2つの特集となっております。ぜひご一読ください！

税務実務家インタビュー!!

第二弾 税理士法人 令和会計社 佐竹勇人先生

税務実務インタビューの第二弾は税理士法人 令和会計社様です。令和会計社様を代表して佐竹勇人先生にインタビューをさせていただきました。



(佐竹勇人先生)

税理士法人 令和会計社について

最初に令和会計社の従業員数、クライアント数、主な業務内容を教えてください。

佐竹先生 従業員数は48名です。税理士が14名、税理士有資格者が6名、税理士試験科目合格者が20名、公認会計士が1名、簿記2級取得者が4名、管理部門が3名です。また、クライアント数は約1,260社です。

主な業務内容ですが、税務代理、税務書類の作成、税務相談業務、税務調査の立会い、M&Aの税務デューデリジェンス、税務意見書の作成などです。また、大企業は四半期ごとに決算を組みます。クライアントには大企業が多いため、税務仕訳など四半期決算に係る業務を請け負うことが多いですね。

入社してすぐの業務内容はどのようなものになるのでしょうか。

佐竹先生 入社後1週間は終日研修となります。その後も入社後1ヶ月は午前中に研修を実施し、午後から徐々に業務を行う流れとなります。基本的に業務は2名以上で行うため、先輩、上司とともに行っていきます。

ありがとうございます。研修の内容について教えていただけますでしょうか。

佐竹先生 未経験の新入社員の方が多いため、ビジネスマナー研修やSPC概要研修、また、業務でExcelを多用するためExcelに関する研修も実施しています。税務関係では、実務で携わる機会が多い法人税法と消費税法について、それぞれの体系を学ぶ研修と申告実務研修を大原さんの教材を用いて実施しています。

新入社員以外の研修もあるのでしょうか。

佐竹先生 お客様に向けた税制改正セミナーを実施しているのですが、それに先立って全社員必須の税制改正研修を実施しています。このときに使用する資料は全員で作成済みを行いますが、お客様のことを考えて分かりやすく作る必要があります。作り込みは大変ですが、この経験がクライアントへの説明のときにプラスになっています。

研修が充実しているので、未経験の方でも安心ですね。

佐竹先生 そうですね。安心してご入社いただけます。

繁忙期はいつくらいになるのでしょうか。

佐竹先生 主に1月～6月が繁忙期ですが、その中でも波があります。特に1月は法定調書の作成、償却資産申告などがあり、4月～5月は3月決算法人の決算作業、申告があるため忙しくなります。6月後半くらいからは徐々に落ち着いていきます。

2～3月にかけては所得税の確定申告があると思いますが、繁忙期ではないのでしょうか。

佐竹先生 そう思われがちですが、令和会計社は個人の確定申告の案件が少ないため、2月～3月の個人の確定申告時期はあまり忙しくありません。

応募資格、学習との両立について

——— では入社するにあたり、応募資格はございますでしょうか。また、どのような方に入社いただきたいですか。

佐竹先生 これから入社される方については、1科目以上の科目合格が必要となります。入社いただきたい人材としては向上心がある方ですね。税理士試験に合格してからも勉強は続きます。特に税制改正は毎年あるため、既存の知識だけではなく新しい知識も習得しなければなりません。そのような方が税務実務には必要だと思います。その他にも業務を行ううえではコミュニケーション能力、チームプレーができることが重要です。前述したとおり、基本的に業務は2名以上で行っているのです、一緒に仕事を行っているスタッフのことを考えられる方が良いですね。

——— 大学生の方々はどのくらいの時期に就職活動を始めると良いか、アドバイス等あればお聞かせください。

佐竹先生 特にこの時期からというものはありません。なお、アルバイトの採用も行っていますので、大学3年生でアルバイトをしている方もいます。近年では、アルバイトから正社員という流れの採用も増えています。

——— ありがとうございます。アルバイトの方は税理士試験の学習をさせていらっしゃるのでしょうか。

佐竹先生 はい。アルバイトと学習を両立して合格されている方もいます。

——— 主な採用時期はいつくらいになりますでしょうか。また、採用から入社までの流れを教えてください。

佐竹先生 主な採用時期は受験後と合格発表後になります。大原さんが開催している就職面談会にもブースを設けていますので、気になる方はぜひお越しください。

入社時期は希望に沿うかたちで対応しています。すぐに仕事を始めたい方は受験後の9月から、受験に専念したい方は来年の9月から入社することもできます。もちろん、9月以外に入社でも問題ないですよ。

——— 学習との両立についてサポートなどはありますか。

佐竹先生 受験生全員に試験休暇を3日付与しています。また、最大20日間の特別休暇、有給休暇、夏季休暇（在籍1年以上）もありますので、試験前にこれらを組み合わせてまとまった休暇を取り、最後の追込みをかけることもできます。6月末くらいまで繁忙期となるため、落ち着いたら試験に向けての休暇をとるスタッフが多いですね。



——— 佐竹先生はなぜ税理士を目指されたのですか。

佐竹先生 大学生の頃に大学内で日商簿記3級を取得する講座を受講していました。そのときに、この資格の先にどのような職業があるのかを調べたところ、税理士という仕事があることを知りました。さらに大学OBの税理士の話を聞く機会があり、年収が高いことにも惹かれて目指すようになりました。

——— 年収は気になるところですし、年収が高いことは魅力の1つですね。税理士試験の学習はどのようにされていたのですか。

佐竹先生 税理士を知ったのが大学1年生のときだったのですが、知ってすぐに大原さんへ受講相談に行きました。当時は税理士試験に受験資格があったため、すぐに始めることができませんでしたが、大学2年生の秋から税理士の勉強を始めました。大学3年生の夏に初めて税理士試験を受け、財務諸表論に合格、大学4年生のときに簿記論に合格しました。その後、受験専念の期間を経て今に至ります。

——— 今年の試験からは受験資格が緩和されました。

佐竹先生 うらやましいです（笑）。学習時間の確保がしやすい学生時代に税理士の勉強ができることは非常に良いことだと思います。また、受験勉強が就活に繋がりますので、就活を控えている方は不安になることなく学習に集中していただきたいです。

——— 税理士の魅力を教えてください。

佐竹先生 年収が高いことが魅力の1つではあります。その他にも定年がないため、自分の意志でいつまでも働くことができること、クライアントから頼りにされるため、誰かの役に立っていることを実感できることも魅力です。また、1年の中で繁忙期と閑散期があるので、メリハリをつけて仕事ができることも個人的には好きですね。夏の時期は落ち着くので、夏季休暇と有給休暇を組み合わせて長期休暇を取る方もいます。

——— 女性の方にも働きやすい環境だと思うのですが、いかがでしょうか。

佐竹先生 税理士の資格があれば、育児等で仕事から離れてたとしても戻って来やすいですし、自分のペースで仕事ができるので、女性にとっても働きやすい魅力的な仕事だと思います。

——— ありがとうございます。次に他の税理士と差を付けるために何が重要か教えていただけますでしょうか。

佐竹先生 税理士になった場合にはクライアントと顧問契約を結ぶと思いますが、クライアントに対してプラスαで何ができるかが重要だと思います。例えば、税制改正があった場合にその情報を共有できるか、などです。意外なことにこれをやらない方もいます。誰かに言われないとやらない、求められないとやらないというスタンスだと不満を持たれてしまうので、積極的に行動できることが他の税理士との差になるのではないのでしょうか。

——— では今後の税理士業務について、どのような業務がメインとなっていくと思われるのでしょうか。

佐竹先生 記帳代行はAI化が進んでいくと思いますが、AIに取って代わられることはないだろうと思っているのは税務相談です。単純な税務処理についてはAIでも対応できますが、税務相談は会社ごとに内容が異なるため、AIに答えられるほど簡単ではないですし、普段からコミュニケーションをとっている人でないと難しいと思います。

——— 税理士以外の資格で取っておいた方がよい資格はございますか。

佐竹先生 Excelは業務で良く使うので、Excelの勉強はしておいた方がよいです。Excelを使えるとそれだけで仕事が効率化されます。8月の税理士試験が終わってから次の開講までの期間で学習しても良いと思います。



応援メッセージ

————— 受験生時代のお話を聞かせていただけますでしょうか。

佐竹先生 人間の集中力は50分しか継続しないと言われていましたので、50分勉強→10分休憩のように時間を区切って勉強をしていました。学習でつらかったことは、やはり理論の暗記ですね。覚えることもつらかったですが、理論を書くこともつらかったです。ただ、毎日触れるようにしていました。理論を早く書くことは本番の試験でもすごくアドバンテージになると思います。また、机の高さなどが違うだけで用紙への書きやすさも違うので、普段から椅子の座り方なども意識していました。

————— 理論暗記はよく言われます…。つらい理論暗記は税務実務でも役に立つのでしょうか。

佐竹先生 役に立ちます！大原さんのテキストは読みやすいので、今でも大原さんのテキストを読んでから税法を確認することもあります。今はつらいと思いますが、税理士になったときに役に立ちますのでくじけずに頑張ってください！

————— 最後に受験生へのメッセージ

佐竹先生 税理士試験は合格するまで大変ですが、合格したら一生の宝になります。挫折することもあると思いますが、合格するために努力したことは税理士になってからも自信の源になるため、ぜひ諦めずに学習を続けていただいで、いつか一緒に仕事ができたらと思っています！

税理士法人 令和会計社 (zei-reiwa.com)

所在地：東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋高島屋三井ビルディング17階

税制改正について

第73回本試験に影響のある改正論点をまとめました。受験科目について、改正内容を確認しておきましょう！

所得税法

(1)概要・制度趣旨

令和5年度税制改正で第73回本試験へ向けて対策すべきものは、主に以下のとおりです。

① 特定非常災害である場合の損失の繰越控除

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失を有する場合の純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の控除期間が5年に延長されました。

② 特定支出の控除の特例

キャリアコンサルタントによる証明書を確定申告書に添付することによっても特定支出の控除の特例が適用できることとされました。

③ スtock・オプション税制

設立の日以後の期間が5年未満であることその他一定の要件を満たす株式会社から付与された特定新株予約権については、付与決議の日後2年を経過した日から15年を経過する日までに権利行使を行う場合に経済的利益が非課税とされることとなりました。

④ エンジェル税制

設立特定株式（中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者が発行する株式で一定のものをいいます。）を払込みにより取得した者について、現行の取得時控除（エンジェル税制）に類似する取扱いが創設されました。

⑤ 低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除

一定の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件が800万円以下に引き上げられました。

⑥ 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例

- ・1号買換えが令和5年3月31日をもって廃止されました。
- ・4号買換えが3号買換えに変更されるとともに、一定の場合の課税繰延割合が90%となりました。

⑦ 中小事業者の機械等の特別償却又は特別税額控除

機械装置で一定のものが対象資産から除外されました。

(2)第73回税理士試験への影響度

(1)の改正項目のうち、①～④は理論問題で、④～⑦は計算問題で出題の可能性があります。しっかりとした対策を講じておいてください。

なお、これまで学習してきた項目の中には前年以前の改正で令和5年分から適用されるものもあります。改めて教材を確認し、内容理解に努めてください。

法人税法

(1)概要・制度趣旨

令和5年度税制改正では、研究開発に関する優遇税制その他の税制が改正されます。主な税制改正項目は次の項目です。

① 試験研究費の特別控除の改正

- ・一般型
控除割合が10.145%から11.5%に変更となり、その11.5%に加減する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の9.4%超（以下）から12%超（以下）となる等の改正があります。また、増減試験研究費割合が一定の割合を超えた場合などに税額基準額の上限に一定の割合を加算するなどの改正があります。
- ・中小企業者等の特例
控除割合に加算する割合の判断基準が、増減試験研究費割合の9.4%超から12%超となる等の改正があります。
- ・特別試験研究費の範囲
特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究にかかる試験研究費の額や新規高度研究業務従事者に対する一定の人件費の額が特別試験研究費の額の範囲に加わり、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費は特別試験研究費の範囲から除外されます。

特別試験研究費の範囲に加わり、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費は特別試験研究費の範囲から除外されます。

② 指定寄附金の範囲

法人が大学、高等専門学校等を設置する学校法人等に対して支出する寄附金のうち一定の要件に該当するもの指定寄附金とする。

③ 公益法人税制

累積所得金額、累積欠損金額の算定につき、資産の簿価から減算する「負債帳簿価額等」に「資本金等の額」を加算することとなります。

④ 株式分配

株式分配、適格株式分配の範囲が一部拡充されることとなります。

⑤ 特定資産買換えの圧縮記帳

旧1号買換え（既成市街地等→既成市街地以外）が廃止となります。また、旧4号買換えの対象となる割合等が一部変更となります。

(2)第73回税理士試験への影響度

令和5年度税制改正の目玉は、①及び⑤の改正です。計算項目としての対策をしましょう。また、本年の税制改正項目ではありませんが、令和4年4月1日以降から適用されているグループ通算制度については適用2年目となりますので、注意が必要です。

相続税法

(1)概要・制度趣旨

令和5年度税制改正としては、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」などがありますが、本試験への影響は大きくない項目となります。

「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」は、適用期間の延長及び控除残額への贈与税課税時の適用税率、23歳未満の者等に対する管理残額課税の改正が行われ、また、「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」についても、適用期間の延長が行われ、主に理論に影響があります。

この他、農地等の贈与税の納税猶予及び免除の特定貸付け（猶予適用者）についての改正がありました。こちらは本試験への影響が少ない項目となります。

(2)第73回税理士試験への影響度

近年の相続税法の試験では、改正に関連する理論の出題が多い傾向があり、また、事例形式の理論の出題が続いている傾向にあります。今回の改正の内容は、理論の事例問題で改正に関連する項目として出題される可能性があり、理論としては対策をしておく必要があると考えられます。

また、今回の改正項目を計算の総合問題で出題しようと考えたと無理がある設定となることから、今回の本試験では総合問題への反映は困難と思われます。計算に関しては個別問題への対応ができれば問題ないと思われます。

したがって、改正項目は、理論を中心に内容理解を進めていきましょう。

消費税法

(1)概要・制度趣旨

令和5年10月1日（以下、「施行日」）から施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、制度の円滑な実施に向けて各種見直しが行われました。

① これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置（2割特例）

※ 施行日の属する課税期間であって施行日前から課税事業者の選択の適用を受ける課税期間は2割特例の対象外とされており、本改正前に適格請求書発行事業者の登録のために課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となった事業者は2割特例を適用できないこととなる。そこで、課税事業者選択届出書を提出したことにより施行日の属する課税期間から課税事業者となる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間から課税事業者選択届出書は効力を失うこととされた。

② 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置

(2)第73回税理士試験への影響度

令和5年4月1日を施行日とする(1)①※課税事業者選択届出書の効力失効に係る改正が本年度の試験に影響します。インボイス制度導入前に行うことができるインボイス発行事業者の登録手続等について、本改正を含めて確認しておきましょう。

事業税

(1)概要・制度趣旨

法人事業税の主な改正ポイントは「令和5年4月1日以後」に開始する事業年度から適用となる「電気供給業の分割基準」、「電気供給業の託送供給」です。

(2)第73回税理士試験への影響度

近年の本試験の出題状況から「令和5年4月1日以後」に開始する事業年度で出題される可能性が高いと予想されますが、出題の前提に応じて上記改正項目は解答できるようにする必要があります。第69回本試験以前は税制改正前の「事業年度」で出題されており、解答の際には必ず「事業年度」を確認しましょう。

酒税法

(1)概要・制度趣旨

酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実にを行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置）が新設されることとなり、従来の清酒等・ビールに係る酒税の税率の特例措置は廃止されることとなりましたが、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のため、令和5年度においては従来の清酒等・ビールに係る酒税の税率の特例措置が適用できることとされています。

(2)第73回税理士試験への影響度

新たな特例措置は酒税額の計算に大きく影響する内容ですが、適用は令和6年度以降となりますので、第73回税理士試験においてその重要度は高いものではないといえます。

国税徴収法

第73回税理士試験への影響度

第73回税理士試験に影響のある改正はございません。

固定資産税

第73回税理士試験への影響度

第73回税理士試験の受験対策に影響する改正はございません。

住民税

(1)概要・制度趣旨

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失を有する場合の純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の繰越期間が5年に延長されました。

(2)第73回税理士試験への影響度

(1)の改正は、理論問題で出題の可能性があります。なお、これまで学習してきた項目の中には前年以前の改正で令和5年度から適用されるものもあります。改めて教材を確認し、内容理解に努めてください。

O-HARA Career Staff

オンライン面接対策

コロナ禍になり、オンラインでの面接も主流になってきました。学生の皆さんは授業などで慣れている方も多いと思いますが、普段と違って面接の際には気を付けなくてはならない事が色々あります。

一緒に確認していきましょう！

環境を整える

ほとんどの方が自宅で面接を受けると思います。その場合、面接にふさわしい環境を自分で作る必要がありますので、現在の状況と照らし合わせてチェックしてみてください。

①ネット環境

電波が原因とはいえ、話が途中で途切れたり、声が聞き取りにくかったりするとあまりいい印象を与えません。

月末で通信速度の規制がかかりそうであれば、Wi-Fiをレンタルしたり、ネット環境が整っている個室のワークスペースを借りたりとスムーズな通信が出来るようにしましょう。

②部屋の明るさ

部屋が暗いと、相手の画面では顔が暗く映ります。見た目の印象として暗いイメージがついてしまうので、なるべく部屋は明るくしましょう。

部屋の照明彩度を上げられない場合は、顔にライトを当てるだけでも明るく見えます。窓からの太陽光やスポットライトを使って自分に光を当てる場合は逆光にならないように気を付けましょう。

③通信機器

PC・スマートフォン・タブレット、いずれも使用可能な場合が多いですが、カメラの位置が下にあると目線が見下ろす感じになってしまうので、レンズが正面に来るように台などを使って機器の高さを調整しましょう。

また、メールやLINEなどの通知がオンになっていると、通知音が鳴ったり通信が途切れたりすることがありますので、必ずオフに設定しておきましょう。

面接時におけるマナー

①10分前にはスタンバイをしておく

オンラインの場合、ボタンを押すとすぐに相手と繋がってしまうので、面接官を待たせないように10分前位には待機しておきましょう。

また、当日にネットの接続で慌てないように使用するアプリなどは事前にダウンロードし、動作を確認しておきましょう。

②大きな声でゆっくりと話す

相手の通信機器の操作で声のボリュームを調整することは出来ますが、話す側の声の大きさも必要なので、大きめに声を出すようにしましょう。

また、声がこもって聞こえやすいので、ゆっくりはっきりと話すようにしましょう。

③はじめと終わりの挨拶は笑顔で

コロナ禍での対面面接はマスクを着用していましたが、オンラインではお互いにマスクを外し顔が見える状態になります。

面接は真剣な場ではありますが、良い印象を与えるには笑顔も大切です。初めと終わりには笑顔で挨拶をしましょう。

緊張してしまう理由の一つは不安感です。その不安感を減らすためには練習して自信を持つことが大切です。出来れば誰かに面接官の役になってもらい、相手に伝える練習をしましょう。

また、一人で練習する時には、自分が話している姿を動画で撮影したり、鏡を見たりしながら自分がどんな表情をしているのか確認しながら練習を行いましょう。

こまったときは!!

一人で悩まずに就職・転職サポートのプロ、大原キャリアスタッフへご相談ください。



就職・転職に関するご相談は

大原キャリアスタッフ

<https://www.o-hara.ac.jp/career/>

※エリアによりサービス内容が異なります。

次回のVol. 6号は5月発刊の予定となります。

WIN

ウィンVol.5
●第27巻第5号通巻228号 ●2023年5月13日発行
●発行所/大原簿記学校 〒101-0065東京都千代田区西神田1-2-10



最新の受験情報満載!

大原の税理士メルマガ 毎月無料配信中!

メルマガ登録はこちらから→<http://www.o-hara.ac.jp/goukaku>

大原 メルマガ 検索